

○ 財務省告示第 288 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 10 月 19 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 24 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 19 回	800,000,000 円	102.14 円
〃	第 19 回	600,000,000 円	102.19 円
〃	第 20 回	600,000,000 円	102.49 円
〃	第 21 回	2,900,000,000 円	103.89 円
〃	第 23 回	2,500,000,000 円	105.14 円
〃	第 23 回	1,500,000,000 円	105.29 円
〃	第 24 回	800,000,000 円	105.14 円
〃	第 24 回	3,200,000,000 円	105.29 円
〃	第 26 回	700,000,000 円	106.09 円
〃	第 26 回	2,000,000,000 円	106.14 円
〃	第 26 回	2,500,000,000 円	106.15 円

〃	第 26 回	2,100,000,000 円	106.24 円
合 計		20,200,000,000 円	